



「自転車安全利用五則」をまもりましょう!

自転車はとても便利で環境にやさしい乗り物です。ところが、間違った乗り方や、ルール・マナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながることもあります。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

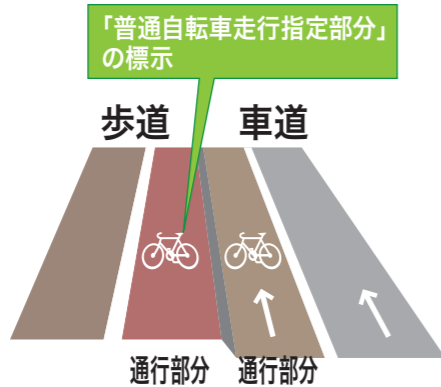
2 歩道は歩行者優先です。歩道を走るときは車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、原則、車道寄り部分を徐行※1しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合には、一時停止、または自転車から降りて押して歩きましょう。



3 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。



- 歩道に「普通自転車走行指定部分」があるときはその部分を徐行する。
 - 「普通自転車走行指定部分」を通行していて、歩行者がいないときには、歩道の状況に応じた安全な速度※2と方法で通行することができます。
- ※1「徐行」とは、直ちに停止できるような速度で通行することで、速度の目安は「ふらつかない程度に走行できる最も遅い速度」とされています。
- ※2「安全な速度」とは、すぐに徐行できる速さをいいます。

4 安全ルールを守る

自転車を利用するときの「安全ルール」が法律等に定められています。ルールをしっかりと守って安全に乗りましょう。



※傘を差しながら、携帯電話などを使用しながらの運転も禁止されています

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。



札幌市自転車利用総合計画<概要版> (平成24年3月発行)

札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通計画課 TEL. (011)211-2275

E-mail : sogokotsu3@city.sapporo.jp

URL : <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/jitennsya/jitensya-keikaku.html>



さっぽろ市
02-C00-12-11
24-2-3

札幌市